

保有個人データ（開示・訂正・削除等）請求書

<ご依頼者記入欄>

ご依頼日			
フリガナ			
氏名		印	
住所			
連絡先			
依頼対象の個人情報とご依頼者の関係		本人（自己の情報） ・ 代理人（※別途委任状が必要です。）	
ご依頼内容	請求内容	* 依頼対象個人情報に関する <input type="checkbox"/> 利用目的の通知を依頼します。 <input type="checkbox"/> 開示を依頼します。 <input type="checkbox"/> （訂正（追加を含む） ・ 削除）を依頼します。 <input type="checkbox"/> （利用の停止 ・ 消去 ・ 第三者への提供の停止）を依頼します。	
	依頼対象となる個人情報	1 住所	
		2 電話番号	
		3 FAX番号	
		4 E-MAILアドレス	
5 その他			
依頼理由			
回答方法	○で囲んで下さい。（郵送の場合は返信用切手600円分を同封して下さい。）		
	1 郵送（上記住所と異なる場合は記入して下さい。）		
	2 その他（どのような方法が良いか記入して下さい。）		

<社用欄>

対応	受付日	平成 年 月 日	受付者	印		
	* 本人確認書類 （確認した証明書類： 1-免許証 2-健康保険証 3-住民票 4-その他（ ））					
	例外事項適用の申請	<開示等例外事項>適用のため	① 保有個人データではない。 ② 利用目的を通知しない。 ③ （開示・利用の停止・消去・第三者への提供の停止）請求に応じない。	承認管理責任者	申請実務責任者	
	訂正等に応じない場合	④ 下記理由により（訂正・追加・削除）請求に応じない。 理由：				
	依頼者への回答	回答内容				
実施日		平成 年 月 日	担当者	印		
確認実務責任者		印	承認管理責任者	印		

<開示等の請求等に関する例外事項>

1. 個人情報に関する権利

保有個人データに対し、当社は本人から求められる開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止の求めの全てに応じなければならない。但し、下記1-1.～1-4.のいずれかに該当する場合は保有個人データではない。

- 1-1. 当該個人データの存否が明らかになることによって、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶ恐れのあるもの
- 1-2. 当該個人データの存否が明らかになることによって、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発する恐れのあるもの
- 1-3. 当該個人データの存否が明らかになることによって、国の安全が害される恐れ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれる恐れ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被る恐れのあるもの
- 1-4. 当該個人データの存否が明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序維持に支障が及ぶ恐れのあるもの

2. 保有個人データの利用目的の通知

当社は本人から保有個人データについて、利用目的の通知を求められた場合には、遅滞なくこれに応じなければならない。但し、下記2-1.～2-4.のいずれかに該当する場合は利用目的を通知しない。

- 2-1. 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- 2-2. 利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事業者の権利又は正当な利益を害する恐れがある場合
- 2-3. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することによって当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき
- 2-4. 保有個人データの利用目的が明らかな場合

3 保有個人データ

当社は本人から保有個人データの開示を求められたときは、法令の規定によって特別の手続きが定められている場合を除き、遅滞なくこれに応じなければならない。但し、下記3-1.～3-3.のいずれかに該当する場合は請求に応じない。

- 3-1. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
- 3-2. 当該事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼす恐れがある場合
- 3-3. 法令に違反することとなる場合

4. 保有個人データの訂正、追加又は削除

当社は本人から保有個人データの内容が事実ではないという理由によって、訂正、追加又は削除の請求を受けた時は法令によって特段の手続きが定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、地帯なく調査し、その旨本人に通知する。

5. 保有個人データの利用又は提供の拒否権

当社は本人から保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止を求められた場合、これに応じなければならない。但し、上記3-1.～3-3.のいずれかに該当する場合は請求に応じない。